

恵那市債権管理条例及び恵那市債権管理条例施行規則の制定への意見募集

目的

市が保有する債権については、市民の重要な財産であることから、市民の負担に対する公平性と市政運営における自主財源を確保することが非常に重要であり、未収金対策を積極的に行い、適正な管理と確実な徴収が必要となります。

このため、法令に基づいて適正な管理と確実な徴収に努めるという基本姿勢を明らかにするとともに、市が保有する債権の発生から消滅に至るまでの事務処理に関する必要事項を規定することにより、効果的かつ効率的な収入未済額の縮減に努め、もって市民負担の公平性と健全な財政運営を目指すため、条例及び施行規則を制定します。

定義

- ・条例が対象とする債権は、市が取り扱う全ての債権（金銭債権）とします。
- ・市の債権は次のように分類されます。

債権の分類		債権の特徴	具体的な債権例
強制徴収債権	市税	滞納処分により強制徴収できる債権	市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税など
	強制徴収公債権	地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権	国民健康保険料、介護保険料、保育園保育料、下水道使用料など
非強制徴収債権	非強制徴収公債権	強制徴収公債権以外で裁判手続きによる強制徴収が必要な債権	児童手当・児童扶養手当返還金など
	私債権	私法上の原因（契約等）に基づいて発生し、裁判手続きによる強制徴収が必要な債権	市営住宅使用料、学校給食費、水道料金など

概要

- ・市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に規定します。
- ・市長は、法令等の定めるところにより、市の債権管理を適正に行う責務があることを規定します。
- ・市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した管理台帳を整備します。
- ・履行期限までに履行しない場合、地方自治法施行令などの規定により、期限を指定して督促を行います。

- ・強制徴収債権について督促後、なお納付されず未納が続いた場合、財産の差押などの滞納処分を行います。ただし、生活困窮などの一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置を行います。
- ・非強制徴収債権について督促後、なお納付されず未納が続いた場合、民事執行手続きを行い、裁判所による強制的な措置を執ります。ただし、生活困窮など一定の事由に該当するときは、徴収停止などの措置や履行の見込みがない債権について免除できることを規定します。
- ・非強制徴収債権について、債権放棄することができることを規定します。
 - ① 消滅時効に係る時効期間が満了したとき
 - ② 破産法、会社更生法などの規定により、責任を免れたとき
 - ③ 債務者が死亡し、その債務について限定承認（相続人が遺産を相続するときに相続財産を責任の限度として相続すること）があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき
 - ④ 債務者が死亡し、その債務について相続人が不在又は全ての相続人が相続を放棄したとき
 - ⑤ 強制執行等の措置を行ってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき
 - ⑥ 徴収停止の措置を行った場合において、当該措置を行った日から相当の期間を経過した後においても、履行の見込みがないと認められるとき
 - ⑦ 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき
- ・非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告することを規定します。

募集期間

令和5年12月26日（火曜日）から令和6年1月15日（月曜日）

提出方法

様式は任意です。

- (1) 「恵那市債権管理条例の制定」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、恵那市役所市民サービス部税務課へ直接持参するか、郵送、ファックス、電

子メールで提出してください。

- ・直接持参 恵那市役所本庁舎 1階 税務課
- ・郵送 〒509-7292
岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1番地 1
恵那市役所 税務課
- ・ファックス 0573-25-6151

【問い合わせ】

恵那市役所市民サービス部税務課

電話 0573-26-2111 (内線 131)